

○福島町議会基本条例に関する諮問会議条例

平成22年3月19日

条例第8号

改正 平成29年3月21日条例第9号

(設置)

第1条 福島町議会基本条例(平成21年福島町条例第11号。以下「基本条例」という。)第20条の規定に基づく附属機関として、福島町議会基本条例諮問会議(以下「諮問会議」という。)を設置する。その組織及び運営に関しては、この条例の定めるところによる。

(所掌事項)

第2条 諮問会議は、次に掲げる事項について議長の諮問に応じた調査審議及び議会に意見を申し出ることができる。

- (1) 基本条例の見直しに関する事項
- (2) 議員定数・歳費に関する事項
- (3) 議会評価に関する事項
- (4) その他基本条例に関する事項

(組織)

第3条 諮問会議は、委員5人で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者その他必要と認める者のうちから、議長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 諮問会議に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 諮問会議は、会長が召集する。

- 2 諮問会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 諮問会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 諮問会議は、必要があると認めるとき、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第7条 報酬は日額とし報酬額は、5,000円とする。

(費用弁償)

第8条 委員が職務のため旅行するときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。
- 3 前項の旅費支給方法については、職員等の旅費に関する条例(昭和52年福島町条例第31号)の規定を準用する。ただし、職務のため町内旅行した者及

び通知に応じて会議又は調査立会い等のため参会した者に対して支給する旅費額は、1,000円とする。

(事務)

第9条 諮問会議の事務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、諮問会議の運営に関し必要な事項は、会長が諮問会議に諮つて定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月21日条例第9号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表

内国旅行の車賃、日当、宿泊料及び食卓料

車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1日につき)
		甲地方	乙地方	
37円	2,000円	14,800円	11,800円	1,000円

備考 宿泊料の欄中、甲地方とは、さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市及び福岡市をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。